

『いじめ防止基本方針』

西大和学園中学校・高等学校

『いじめ防止基本方針』（西大和学園中学校・高等学校）

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このことから、本校では、保護者や地域住民、専門的な知識を有する関係者や関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組んでおり、いじめの事実を認知したときには、適切かつ迅速に対応できるように体制を整えている。

本校は、「探究・誠実・気迫」という校訓を基盤とし、知性・国際性・人間性のバランスがとれた、広い視野で物事をとらえて行動できる次代のリーダーの育成に努めている。この目的を達成するために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができる環境づくりが必要となる。そのためにも、すべての教職員がいじめの防止、早期発見に向けて研鑽に努め、計画的・組織的に取組を進めていく。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。

しかし、「いじめはいつでもどの学校にも学級にも起こりうる」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。また、日常からいじめを絶対に許さない雰囲気づくりに努め、また他人の立場に立てる生徒を育てていくことが大切である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめに関する認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはいつでもどの学校にも学級にも起こり得るものである。
- いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わる可能性があるという認識が必要である。
加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員に注意を注ぎ、生徒全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない姿勢を教職員全員がもたなければならない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を進めなければならない。

2 いじめ防止等のための体制

(1) いじめの防止等のための組織

いじめの防止、早期発見及びいじめの対処等を実効的に行うため、管理職、教員及び専門的な知識を有する関係者等からなる組織を別に定める。【別紙1】

(2) いじめの防止等に係る年間計画

いじめの防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成に当たっては、生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等を適切に行うことができるよう留意する。【別紙2】

3 いじめの防止等に向けた取組

いじめの防止等に向けた組織、年間計画を別に定める。【別紙1】【別紙2】

(1) 未然防止

いじめ問題への取組は、多くの生徒が被害者にも加害者にもなった経験があるということを踏まえ、いつでもどこでも起こり得るという認識に立って、未然防止に努めることが肝要である。そして、生徒の中に絶対に「いじめをしない・いじめをさせない・いじめをゆるさない」という意識を涵養することが重要である。そのために、総合的な学習の時間や学級活動（ホームルーム活動）を活用して、「他人理解」等をテーマに話し合わせたり、心に関わる講演会やインターネットの誹謗・中傷などの書き込み問題等に関する講演会等を開いて考えさせたり、さらに生徒会を中心として、ボランティア活動や清掃活動等を充実させたりして、自分を大切に

するとともに、他の人の立場に立って考えて行動し、人の役に立てることを喜びとできる心を育てていく。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃すことのないよう全教職員が日頃からアンテナをはり、また保護者ともよく連携をとりながら、早い段階からいじめを積極的に発見する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、速やかに情報の収集と記録を行い、特定の教職員で抱え込むことなく、迅速・組織的に対応する。

また、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、状況を踏まえて教育的な配慮を適切に行いつつ毅然とした指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、解決したと早々に判断せず、加害生徒に対しても被害生徒に対しても継続的に観察・指導・支援を行う。

4 重大事態への対応

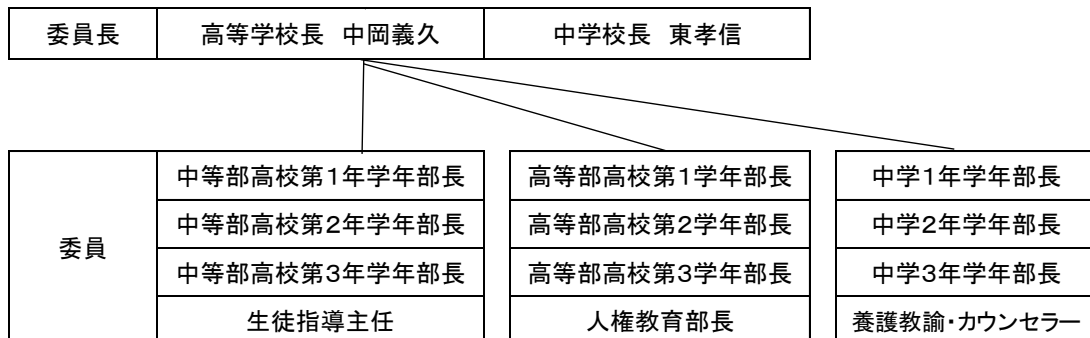
生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じる可能性や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる可能性がある場合は、速やかに奈良県知事へ報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い、事態の速やかな解決に向けて対応する。また事態によっては奈良県知事の協力を得る。

5 その他

いじめ防止に向けて実効性の高い取組を行うために、生徒や保護者、地域から広く意見を聞き、いじめ問題対策委員会において検討し必要に応じて見直しを行う。その際は、生徒会も参加させ、学校全体で「いじめ問題」を許さない姿勢を明確にしていく。

また、一層信頼される学校をめざして、育友会総会や会員の集い、学級懇談会や三者面談、家庭訪問、学校ホームページ等あらゆる機会を活用して、保護者や地域への情報発信に努める。

いじめ対策防止委員会 組織図



年間指導計画			
	職員会議・いじめ防止会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	・いじめ対策防止委員会 ・指導方針・計画作成	・入学前、小・中学校との情報交換	・二者面談会(全員)
	・いじめ対策報告	・新入生オリエンテーション合宿(仲間づくり)	
		・学級づくり 遠足	
		・全体清掃、挨拶、マナー向上(生徒会中心)	
5月	・育友会総会にて保護者向け啓発	・募金活動(生徒会中心)	・公開授業
	・いじめ対策報告		
	・保護者向け講演会		
6月	・いじめ対策報告	・通学路クリーンキャンペーン	・いじめアンケート実施
		・ボランティア活動	
		・心の教育講演会	
7月	・いじめ対策報告	・ネットいじめ防止講演会	・個別面談
		・カウンセリング研修	・三者面談
	・学校いじめ防止方針の改善検討(学期ごと)	・人権学習	
8月		・東日本大震災ボランティア活動(陸前高田)	
9月	・いじめ対策報告	・クリーンキャンペーン	・個別面談
10月	・いじめ対策報告	・募金活動(生徒会中心)	
		・職員研修会	
		・社会福祉大会(ふれあいの集い参加)	
11月	・いじめ対策報告	・募金活動(生徒会中心)	・個別面談
		・心の教育講演会	
12月	・いじめ対策報告	・人権学習	・三者面談
	・学校いじめ防止方針の改善検討(学期ごと)		・生徒アンケート
1月	・いじめ対策報告	・募金活動(生徒会中心)	
		・心の教育講演会	
2月	・いじめ対策報告	・東日本大震災ボランティア活動報告会 (全生徒対象)	
3月	・いじめ対策報告		・個別面談
	・学校いじめ防止方針の改善検討(学期ごと)		